

国民年金だより



扶養されてる方に、20歳以上の学生の方は
いらっしゃいませんか？

「学生納付特例制度」をご存知ですか！

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。
国民年金保険料を納めることが困難な学生の方には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、
保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校(知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

■手続き

在学証明書または学生証の写し、年金手帳、印鑑をご持参の上、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。(毎年申告が必要です。)

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間に		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613 由岐支所住民室 ☎ 78 - 2211